



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月29日 金曜日 第254号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）……………（経営支援課）…1281
- 解除予定保安林……………（森林整備課）…1283
- 保安林の指定の解除……………（ 〃 ）…1283
- 漁船損害補償法による加入区の変更の一部改正……………（水産課）…1284
- 落札者等の告示……………（会計課）…1284
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）…1284
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）…1285
- 道路の供用開始（県道大島環状線）……………（東予地方局今治土木事務所）…1285
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）…1285
- 道路の供用開始（県道滑床松野線）……………（ 〃 ）…1285
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）…1286
- 指定医師の所在地の変更……………（ 〃 ）…1286
- 指定医師の辞退の届出……………（ 〃 ）…1286

公 告

- ふぐ取扱者試験の施行……………（業務衛生課）…1286
- 採石業務管理者試験の合格者の発表……………（土木管理課）…1287

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）…1287

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1244号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1 外 2筆	大規模小売店舗を設置する者の名称	三菱UFJリース株式会社	三菱HCキャピタル株式会社	令和3年4月1日	令和3年10月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	令和3年8月24日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	松山市美沢一丁目676番1、677番3、661番	大規模小売店舗の名称	洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店	洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	令和4年5月15日	令和3年10月15日
		大規模小売店舗を設置する者	青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 宮前 省三	青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 青山 理 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 白石 明生	令和4年5月15日 ほか	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	青山商事株式会社 ほか1者	青山商事株式会社 ほか2者	令和4年5月15日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	松山市美沢一丁目676番1、677番3、661番	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,452平方メートル	2,443平方メートル	令和4年5月15日	令和3年10月15日
		駐車場の位置及び収容台数	68台	107台		
		駐輪場の位置及び収容台数	15台	36台		
		荷さばき施設の位置及び面積	28.5平方メートル	112.1平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	6.5立方メートル	12.2立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで 株式会社青五 午前9時から午後9時まで	青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで 株式会社青五 午前9時から午後9時まで 株式会社レデイ薬局 午前9時から午後10時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1247号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
今治市伯方町木浦字沢津乙1077の3、乙1077の4、乙1078の3、乙1079の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年10月29日

○愛媛県告示第1249号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項及び第6項の規定により、漁船損害補償法による加入区の変更（昭和36年2月愛媛県告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	同上加入区の区域	加入区の名称	同上加入区の区域
省略		省略	
		温泉郡	
		陸月	温泉郡中島町大字陸月の区域
		野忽那	野忽那の区域
		中島	大浦、小浜、長師、宮野、粟井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間及び神浦の区域
		中島三和	津和地、元怒和、上怒和及び二神の区域
省略		省略	
松山市		松山市	
北条	省略	北条	省略
中島	〃のうち旧温泉郡中島町の区域（ただし、松山市津和地、元怒和、上怒和及び二神を除く。）		
中島三和	〃 津和地、元怒和、上怒和及び二神の区域		
省略		省略	
省略		省略	

○愛媛県告示第1250号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ゲルマニウム半導体検出器一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年10月15日	株式会社 日進機械 松山支店 愛媛県松山市余戸南三丁目6番27号	21,967,000円	一般競争入札	令和3年9月3日

○愛媛県告示第1251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年10月29日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 泉 禮 造	新居浜市中村松木一丁目12-43

○愛媛県告示第1252号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第14281号	令和元年7月2日	青野建設工業	青野 茂	西条市旦之上甲1259-2	令和3年8月17日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(特-2)第1449号	令和2年6月4日	西越建設㈱	新居田徳行	今治市大西町宮脇甲681-1	令和3年9月1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第16115号	平成29年5月28日	㈱清裕	曾我 道春	西条市楠乙454-13	令和3年9月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-28)第11262号	平成28年9月10日	㈱高橋土木工事	高橋 護	西条市洲之内甲400-4	令和3年9月6日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-28)第16903号	平成28年8月9日	K S 建築	白石 健二	新居浜市萩生876	令和3年9月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-30)第17230号	平成30年11月6日	㈱トヨシマ瓦店	豊島 宣弘	西条市北条714-6	令和3年9月14日	建築工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市吉海町名駒346番地先から 同町名駒359番2まで	令和3年10月29日

○愛媛県告示第1254号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第11788号	平成29年12月9日	㈱三好工務店	三好 功	西予市宇和町稲生144	令和3年9月22日	大工工事業	建設業の廃止
(般-29)第17921号	平成29年6月1日	松本板金	松本 正義	宇和島市錦町1-25	令和3年9月24日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	令和3年10月29日
〃	〃	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	〃

○愛媛県告示第1256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	社会医療法人石川記念会HITO病院	垣生 恭佑	四国中央市上分町788番地1	令和3年10月1日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立新居浜病院	音羽 学	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和3年10月1日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	仙波 真由子	東温市横河原366番地	令和3年10月1日

○愛媛県告示第1257号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
唐松 純	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	からまつ眼科クリニック	大洲市東大洲115番地1	令和3年9月5日

○愛媛県告示第1258号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高木 亮太	東温市志津川	令和3年8月31日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立今治病院	小西 義克	今治市石井町4丁目5番5号	令和3年9月2日
じん臓機能障害	内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	長尾 知明	東温市志津川	令和3年9月8日

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和3年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学科試験	令和4年1月26日（水） 午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
実地試験	令和4年3月15日（火） 午前10時	松山市勝山町一丁目1番地5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和3年12月13日（月）から21日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和3年10月8日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号
1	5

新 居 浜 市	98,547	32,849
西 条 市	90,144	30,048
大 洲 市・喜 多 郡	49,366	16,456
伊 予 市	30,708	10,236
四 国 中 央 市	72,041	24,014
西 予 市	31,430	10,477
東 温 市	28,107	9,369

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年10月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,143,488
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,870
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,936

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあつては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,121	14,374
南 宇 和 郡	18,084	6,028
松山市・上浮穴郡	434,963	139,161
今 治 市・越 智 郡	136,604	45,535
宇和島市・北宇和郡	74,366	24,789
八幡浜市・西宇和郡	36,007	12,003